

## 令和7年度 第2回関市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和7年7月29日（火）15:00～16:20

場 所：関市役所6階・大会議室

出席者：（委員会委員）

杉山喜美恵、北瀬美幸、佐藤 敦、鈴木克彦、佐伯義夫、長尾芳弘、村井義史、  
宮本覚道、大岩寿喜子、鈴木専章、河合慶子、向井 昇、遠藤睦史（代理福井真実）  
鈴木義成、加藤倫子、橋本佳奈

欠席者：亦野裕幸、山下仁美、大野英恵、平岡哲也

### 1 開 会

（事務局）

皆さん、こんにちは。ご案内の時間となりましたので、これより「令和7年度第2回関市子ども・子育て会議」を開催いたします。委員の皆様には、大変ご多忙のところ、また部会員の皆様には部会に引き続き、会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。当会議の進行を務めさせていただきます、子ども家庭課中林です。よろしく願いいたします。これ以降は着座にて失礼します。本会議は公開となっておりますので、本日、傍聴の方がいらっしゃることをご報告させていただきます。

はじめに、健康福祉部次長森よりご挨拶を申し上げます。

### 2 健康福祉部次長あいさつ

（次長）

皆様、こんにちは。健康福祉部の森です。部会から引き続きご参加の皆様、長丁場になりますがよろしく願いいたします。本会議からご参集の皆様、日頃よりこどもの育成に関する施策にご尽力いただいておりますこと、心より御礼申し上げます。本日、本会議は2回目ということもあり、こどもの権利条例について、1回目でご説明した以降の取り組みについてご説明をいたしますとともに、こどもの権利条例の策定という、こどもたちの声を社会に届けて、その権利を保障するためにも重要な一歩について、集中的に検討してまいります。現状の認識、具体的な解決策、そして将来に向けたビジョンまで、忌憚のないご意見をいただき、皆様と共に最善の道を探ってまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

（事務局）

あらためまして、当会議委員は名簿のとおり20名の方に委嘱をさせていただいております。名簿は2枚目（次第の次）にあります。本日も欠席の方は、私立保育園保護者代表亦野様、私立幼稚園保護者代表山下様、関商工会議所女性会会長大野様、武儀医師会会長平岡様の4名でございます。なお、関市教育委員会学校教育課遠藤課長は、本日はご都合により、学校教育課福井

課長補佐に代理出席をいただいております。委員20名のうち会議出席者16名となり、本日の会議は委員の過半数の方に出席いただいておりますので、関市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により、会議を開く要件を満たしていることを報告します。

ここで資料の確認をさせていただきます。

#### 【資料確認】

(事務局)

今日の会議の終了時刻は午後4時30分を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。それでは、これからの議事の進行につきましては、杉山会長に進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

### 3 協議事項

(杉山会長)

それでは、引き続きよろしくをお願いいたします。時間も限られておりますので、早速始めていきたいと思っております。ではまず、協議事項といたしまして、こどもの権利条例について、事務局の説明をお願いします。

#### (1) こどもの権利条例について

##### 【資料に基づき事務局より説明】

(杉山会長)

ありがとうございました。アンケートの詳細な結果についても示していただきましたが、まず、この骨子案について意見を伺うということを中心に話し合うということですので、それに対して、もしご意見、もしくはご質問等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

(杉山会長)

そもそもこの取り組み、こどもの権利条例に向けた取り組みが、あくまでもこどもまんなか社会の実現に向けての取り組みということで、よかったですか、そういう位置付けで。

(事務局)

会長さんのおっしゃるとおりです。

(杉山会長)

この条例の骨子案とは別物と考えさせていただいてよろしいですか。とりあえず、今皆さんにご意見を伺うのは、条例制定に向け、条例の骨子案に、こういうことをやっていきたい、入れ込みたいよってということでもいいですかということをお伺いするということによろしかったですかね。

(事務局)

そうですね、骨子案と書きましたが体系ですので、まずはこどもの権利条例を制定したいということでお示ししましたが、関市が考えるこどもの権利条例というのは、こういう体系で考えておりますということで、それについてのご意見と、その中に入れるものが、今申しました、こういった取り組みを今後行って入れていきたいということになります。

(杉山会長)

はい。そういうことだそうですけども、まず、骨子案について、背景、趣旨など、基本的な考え方についてのご質問。および、点線の中ですよ、その点線の中で、こういうことを今後アンケートとか、取り組みの結果、アウトプットをもとにして、ここの点線の中のを考えていくといったときの、それに対するご意見とかご質問というふうにお考えいただければいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

(北瀬委員)

先ほど、骨子案について説明ありましたが、こどもの権利条例制定の背景や趣旨、その他1枚目の資料を読んでいくと、「地域の社会全体で」とか、「地域とつながりを持つ」とか、「社会全体で子ども・若者を支える」といった言葉が何回も出てきます。「市民共通のルールをつくる」というものもあります。とても大事なことだと思います。そういったところ、つまり、地域社会で子どもを真ん中に据えて育てていこうとするときに、具体的に書かれている骨子案の点線の中身以外の部分で、地域社会について、どこら辺でこどもの意見の他に、地域で関わる方々の考え方や意見などを、盛り込んでいく、あるいは聞く、そういった場が、どこに盛り込まれるのでしょうか。何を伝えたいかということ、子どもだけでこどもの権利を学ぶだけでなく、地域社会で生きていく子どもが、地域の人々とどうやって暮らしていったらよいか、地域の人々とどうやって自分のことを理解してもらい、自分の話を聞いてもらったよいかということ、大人側が十分理解しなければいけないと思っているので、そこのところをどこにポイントとして現れてきますかということをお伺いしたいです。

(事務局)

ありがとうございます。この体系は本日、事務局案としてお示しはしてるものの、当然足りない部分とか、よその自治体の条例ではこんないいものがあるので、こういうのを入れたらどうですかというご意見も、まさにいただきたいと思っているところでございます。

ただいまの北瀬委員からのご質問に関しましては、例えば5番の「権利を保障するための役割」というところに、それぞれの役割を明記します。ここの点線の中身はあくまでも例示ですが、ここには子ども・若者の役割、行政、市民、保護者、施設の役割があります。それ以外に、地域社会の役割といったものがあつた方がよいのではないかとといったご意見をいただければ、そこにそういったものをどんどん入れて、地域社会で条例を、みんなで守っていこうというような役割の中に組み込むということが一つ考えられます。

あとは7番で「子ども・若者のために大人が実施すべき取り組み」という表現をしております

が、こども・若者のために大人が変わることは求められており、こども・若者との新たな関わり方や、学ぶべき姿勢、考え方を示すところに大人の思いを盛り込めると思っています。例えば、このようなところで、新たな取り組みの展開をしなければならないものをここに入れたり、もちろん、ここに載っていないもので、こういう規定がまさに必要だというご意見もいただければ、ぜひ委員の皆さんのご意見もいただきながら、この体系をどんどん充実したものに作り上げていきたいと思っておりますので、今の体系の中でご説明した、こういったところに入ってくるかなと考えております。

(北瀬委員)

まだこれから、次の、次の会議に向けて、どんどん肉付けをしていくという考え方でよろしいですね。ありがとうございました。

(杉山会長)

他にいかがでしょうか。

(長尾委員)

先ほどの骨子案についてはいいと思います、方向性として。ただし、中身をつけていく中で、こどもを大事していくということで、学校さんの負担がちょっと大きいかなど。つまり、校長会長もいらっしゃいますので、その辺はうまくやったださるかなとは思いますが、

逆に、さっきの事務局さんが説明してくださった中で、「安心できていない」というのは、何に安心できてないのかっていうのをすごく聞きたいなど。また、自由に意見を言いたいというこどもは、どんな意見、どう思ってるかってあたりを、もし今後聞けたら、それは一番大事じゃないかなと思います。

多分学校さんが困るのは、じゃあどんなものでも聞いてあげるんやな、もうこどもたちからすべて出てきたときに、そうじゃないんだよっていうあたりを、こどもたちに丁寧に説明していかないと、なんかまた違った問題になってしまう。この前の講演会もすばらしかったけれども、「トイレに行く」という1つのとらえ方でも、ちょっとやっぱり保育園、幼稚園、学校さんも意図があると思います。こどものことでなければいけないけれど、でも、学校生活を守っていくうえでやっぱり学校は学校で、幼稚園は幼稚園で、多分言いたいことはあるんだろうなと思っています。そこら辺のところも大事かなと。

最後ですけれども、地域委員会について自治連も少し関わっております。ふれあいまちづくり委員会、地域委員会の方では、いろんな地域委員会の場で、こどもたちが安心できるとか、活躍できるようなボランティアとかを設けてるところがあると思います。ここはちょっと協働推進課さんとかの範疇になると思うんですけども、そういった情報がきっとあると思うので、地域もないがしろにしてるわけではないと思います。そこら辺あたりの情報を私なりに、情報集めていきたいと思っておりますけれども、きっと地域もこどもたちを見守るような活動をいっぱいやっていますよと。学校の方では、交通支援員さんをつけて、こどもの命を守るための取組をしていますよっていうこといっぱいあると思うので、さっき北瀬さんがおっしゃったみたいに肉付け、肉付けすると

きにそういった方向から見るといいかなというふうに思っています。

(事務局)

はい、ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、まずこの結果をもとに、今度は学校というか、児童生徒にフィードバックをして、すべての児童生徒というのは難しい部分ではありますが、そういった、どういうところがそう感じてる理由なのかというのをできるだけ当事者から聞き取りをして、次の会議でお示しができるかなというふう思います。

(杉山会長)

他にいかがでしょうか。

(鈴木専章委員)

何もまとめずに今思ったことなので、方向違いの意見かもしれませんが、それで言っても中に「自分が役に立たないと強く感じますか」というご質問があったんですけども、これ私、引っかかる場所があって、そんな悪い意図でこれを出したものじゃないとは思んですけども。やはり役に立つ、役に立たないっていうことで考えますと、それはそもそも存在自体、その子そのものが存在しているだけで私は意味があると思っていますから、役に立つか立たないかっていう点になりますと、質問が出たときにどこか引っかかったんですが、この方向の中でずっと言われておまして、ひとつ、骨子の中の1番に、若者が健やかに自分らしく生きるっていうその言葉が、我々の方で自分のことを認めていけると。

ですので何か、いつもちょっと言葉を変えてほしいなと思うのは、あなたの存在そのものがあるのままで認めていけるっていう、とかそういった文言がもうちょっとあってもいいのかなと。というようなことを思ったようなことですけども、価値があるない、あるいは、先ほどの役に立つ立たないっていう視点に立ってしまうと、どこかちょっと方向が変わっていくのかなとふと思ったことでした。

(杉山会長)

ありがとうございます。今のご意見に対して何かありますか。

(事務局)

委員がおっしゃられましたように本当に確かに、そういうご指摘をいただきますと、ちょっと設問としてどうだったかというふうに感じましたが、すべての皆さんが、一人一人が大切なんだよということが一番大事なので、関市として、そういった思いを込めた、こどもたちを見守っているということが伝わるような内容にしたいというふうに思いますので、そういった何か皆さんからこういう思いをぜひ入れてほしいというご意見をどんどん条例に入れていきたいと思えます。ありがとうございます。

(杉山会長)

具体的にこれから文言考えていく際のご参考に、ということでしたがいかがですか。

(鈴木専章委員)

大丈夫です。

(橋本委員)

アンケートを眺めると結構、中学生と高校生とで設問の答えも割合が大体同じで、やっぱり関市全体の子どもたちが、こういう割合なんだなということがとてもわかりやすかったんですが、この学校へのアンケートは、緩く理解をする、促すっていうところで、中を見るとやっぱり、子どもの権利を知ってますか「はい」と答えている人が4分の1ぐらいで、知らない人がほとんどだったんですけど、これは木村泰子さんの講演会の子どもの権利の話させてもらいますと、カードゲームみたいなものを学校で掲示したり、子どもたちにまず理解してもらわないと、自分たちがそういう権利を持ってるってことすら、世界でも一応制定されて、日本も準拠してるのにそれを知らないっていう話をされてたので、それもですね、この資料の2番3番の中で、学校、教育委員会さんかと思いますが、取り組みはされているのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。そういった取り組みもできますよということで、学校の方へは基本お話をさせていただいておりますが、そういうものも含めて、以前から取り組んでいる各学校での人権教育というか、子どもの権利に関する取り組みというものがございますので、既存の事業も当然生かしつつ、そういうものもできますよということで、お伝えをさせていただいております。以上です。

(橋本委員)

ちょっと私が気づかないですけど、なんかすごく簡単な見やすいカードが配られていたんで、それを印刷なり、壁に掲示してくださることをやるぐらいでも、今4分の1しか知らない状態で、この設問に答えていて、役に立つとか、役に立つことが権利のような言い分ですけど、ここに書いてあることだけが僕たちの権利なのかって思って、作られてしまうかなと。ちょっと権利を知らないままでこれに答えてる子どもたちの意見だけを鵜呑みにするのではなく、その位で満足してしまって、今しか知らないから今が満たされてると思っている可能性もあるなというところですので、可能であればせっかくなので、こちらの権利のインプット、もうすでに知らないが4分の3なので。そこも補ってもらえると嬉しいなと思いました。

(事務局)

早速そのように、学校にお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

(杉山会長)

他にいかがでしょうか。

(宮本委員)

非常に、こどもが主語になっている、そうした権利条例であると思います。本当によろしいな、素晴らしいなと思います。1点、お伺いしたいのですが、この中に、関市のこどもたちに、関市への郷土愛を育むというのは、全くなしでよろしいということなんでしょうか。といいますのも、学校教育、幼稚園教育に、郷土愛を育むというところが今ありまして、郷土愛を育むというのは何が前提かというところ、この関市の人口流出を少しでも止めて、この関市で過ごしてもらいたいというのがあります。ですけれども、これもこどもの権利条例ですよ、まったくもって、こどもの幸せのみをやはり考えているところでございまして、それももちろんいいと思います。ですけれども、この人口流出をストップさせ、関市への郷土愛を育むというところとはもう全く別に考えるべきかというふうにも今ふと思いました。

といいますのも、あの関商工（高校野球部）がベスト4まで行かまして、野球が大好きな幼稚園児がいて、関商工ベスト4で負けちゃったよって言って、だったら岐阜卓商（高校）に行けば、甲子園に行けるかもよって言う、園長先生として言うべきなのか、やはり関商工に行って、関市の学校から甲子園に行った方がカッコいいよって言うべきかということなんです。岐阜卓商を進めるのか、関商工を進めるのか、この部分をここに盛り込むべきかどうかですね、非常に難しいと思います。

チャレンジする環境が整ってるかどうかというところで、チャレンジする環境を整えたいというのが関市以外でもあるんですけど、いやいやという話ですね。たとえばオリンピック選手になりたいというのがあって、そのスポーツがある日本のスポーツセンター行った方が、僕はオリンピックに行けるからと。関市を飛び出してしまって、夢を叶えたいことに対しては、こどもの幸せを願った場合、関市を飛び出して東京で夢を叶えてよと、今考えていて後押しする大人であるべきってところがどうなのかなと。これを見る限り、わからないものですから。ちょっと変な質問になってしまいましたが。

(事務局)

決して切り離れた、除外したという感じではなくて、そういう視点がいままで足りていなかったのかなというふうに思います。

これももう、委員の皆様からも、やっぱり郷土愛というところも含めて、こどもの権利条例上の共通のルールとしましょうというようなご意見をいただければ、ぜひそのように入れていきたいと思います。

(橋本委員)

ちょっと追加で、私はこのアンケート結果がめっちゃ面白いなと思って眺めていて、高校生の24番、中学生の23番。「今住んでるまちに住み続けたいと思いますか」という中高生のアンケート結果で、そこでもこれが中学生、高校生と年代が違うのに、ここも割合が同じぐらいというのも面白いなと思って。ずっと今住んでいる地域で暮らしていきたい人が16%、19%で、もうここを離れたいって言う人たちも16%ぐらい、わからない人たちが一番多くて34%。

もうすでにこの時点で、離れたいって言う中高生がいるんだなっていう、どういう理由で

離れたいのかなっていうのを今後聞いていけたら、救えるのかなと。例えば小学生だったとしたら、さきほどの話、強い高校へ行きたいと言ったら、1人では野球は難しいので、多分その仲間を募ろうというようなことになるかと。というような、関市の方針もありますけど、そのこどもが実際どうして離れたいたいと思っているのか聞いてみたい、教えていただきたいと思いました。

(事務局)

そういったところにつきましても、当事者であるこども・若者の皆さんと直接対話の中で、ぜひ聞いて、考えてまいりたいというふうに思います。

(杉山会長)

よろしいですか。今後に関しましては、いま各委員の先生方からご意見いただいたと思いますので、アンケートを深めていく部分、それから骨子の中に入れ込んでいく部分ということで、次回までに考えていただければと思います。

1点、この権利条例の体系案っていうのは、次回までペンディングでよろしいですか。

(事務局)

そうですね。今、皆様からのご意見お聞きしますと、概ねこういう形で了解というふうに私は理解をしました。次回9月のときに、さらなるワークショップとかこどもたちとの対話をして、この体系の中に、四角で囲った中に具体的にこういうものをお示ししようと思っております。その時に、後戻りがないように、そもそもその体系がおかしくないかということがないように、この段階で、この内容で進めていただければよいというようなご意見をいただければ、あとは肅々と四角の中の思いを、深掘りをするような取り組みをして、9月に具体的にお示しをしようと思っております。

(杉山会長)

点線の中の方もしっかり、今日のご意見を反映して作っていただいて、それと照らし合わせて、体系を見ていくっていう方向でよろしいですか。

(事務局)

ある程度、もしここで、この体系でいいですよというふうにご意見いただくと非常に進めやすいなと思います。

(杉山会長)

さっき、結構な章立てとか、条文とかが説明ありましたけど。

(事務局)

そこまでの細かいご承認ということはないです。この形で進めさせていただいて、その時に、体系案に基づいた四角の中のご提案をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

(杉山会長)

わかりました。では、これは決定とかそういうことではなくて、目安というか、今後この四角の中を考えていくためのものとして受け取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(杉山会長)

それでは、報告事項の方に入っていきたいと思います。まず(1)保育所等適正化検討について、事務局の説明をお願いします。

## (1) 保育所等適正化検討について

### 【事務局より説明】

それでは報告事項(1)の保育所等適正化検討について、ほとんどの方々に部会にもご出席をいただいておりますので、この午後3時からの会議にご出席いただきました皆様にはご報告ということで、お時間をいただきました。本日の保育所等適正化検討部会にて協議をいただきました内容をご報告いたします。

協議内容は2つございまして、1つ目は今後の保育所等の適正規模について、2つ目は公立保育所の運営についてという2点でご協議をいただきました。

今後の保育所等の適正規模につきましては、推計人口に基づく今後10年間の児童数の見込みと、0歳から2歳児の保護者を対象に実施したアンケート結果に基づく、就園見込み数などによる未満児の就園や各種の保育ニーズに対応するための、今後の受け入れ体制についてご協議をいただきました。

2点目の公立保育所の運営につきましては、本市の保育政策の方向性についてご協議をいただきました。公立保育園は民間保育所等を補完する役割とする方針のもと、市内保育所等の適正規模を維持するという点を重視していくものとして、行政としましては、保育人材の確保、民間事業所の安定的な運営や質の向上に係る支援を実施するものというふうには考えております。引き続き9月の次回の部会において、さらに協議いただくということになっております。

(杉山会長)

ありがとうございました。では引き続き、報告事項の(2)屋内遊び場施設整備についての方をご報告いただきまして、まとめてご質問等いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

## (2) 屋内遊び場施設整備について

### 【事務局より説明】

続きまして(2)の屋内遊び場施設整備につきましてのご報告でございます。

整備場所につきましては、関市が持っております「公共施設再配置計画」という計画の方針に基づきまして、原則新築ではなく、既存の公共施設の利活用を検討することとしております。

具体的には、先月の関市議会の一般質問にて、議員よりご質問いただきまして「わかくさプラザ・学習情報館3階」の一面を第1候補地として検討を進めているところでございます。

保護者や子どもが施設に求める用途や機能、たとえば休憩スペースであるとか、飲食スペースなど、一体整備するには大変な大きな面積が必要となってまいります。しかしながら、既存の公共施設の中で、これを満たすことができる大きな面積を有する施設はございません。今回整備を進めていく屋内遊び場施設につきましては、必ずしもすべての施設、機能を集中させるのではなく、今後個別の連携を図りながら、それぞれの施設の持つ機能を有効活用、最大限活用することを念頭に置きまして、どのスペースを利用していくと、最大限の活用できるのかというところで、現在、内部で検討を進めているところでございます。

このような状況の報告でございまして、また今後、具体的に決まりましたら、会議でお示しをしますとともに、市民の皆様にも、場所につきましては今こういう方針で進めておりますが、場所ではなく、内容とかそういったものについては、また今後、市民の皆様のご意見を聞いて整備に努めていきたいと考えております。

(杉山会長)

ありがとうございます。1番・2番の報告について、ご意見ご質問等がございましたらお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

(北瀬委員)

屋内遊び場施設の整備についてお尋ねします。

市議会でもそんな答弁もありましたけれども、わかくさプラザの3階の一画を考えているということで今お示しいただきましたが、わかくさプラザの3階にある、すでにある市の公共施設、例えば、まなびセンターとか、そういったところはそのまま存続しながら空いてるところを使おうという計画なのですか。またはそういった、すでにあるところも移設しながら、3階スペース全体を使おうという考えなのか、もしこの段階で今、教えていただけるのなら皆さんに教えていただきたいと思うのが1つ。

それから、遊具とか飲食などすべてのところが網羅できないけれども、既存の公共施設を活用して検討を進めているという、その言葉の中には、わかくさプラザの3階以外の、既存の公共施設も、そういった例えば遊具あるいは食べられるところもできる場所ということができるようにも考えておられるということなのか、その2点を教えてください。

(事務局)

まず1点目につきましては、現在の可能性としては両方で検討しているところでございます。いろいろ課題がある中で、どういう形がいいかというところで、両方を選択肢として協議をしているところでございます。

2点目でございますが、一番わかりやすいのは、わかくさプラザの周辺というか、中に共同のコンビニと飲食施設が1階にございますし、体育館、図書館、福祉会館の方には児童館があり、このわかくさプラザは、全体を網羅している施設でありますので、一番は周辺に市民の皆さんが求めるものが集約された施設だというふうに考えております。

先月の議会の方でも、わかくさプラザの3階を第1候補地というようなことで検討しておりま

すと答弁しておりますので、そのようなところで今協議をしている、こういうことでございます。

(北瀬委員)

最後に1つお願いします。3階スペースの既存の他の部署の移設も存続も含めて検討ということもおっしゃったので、仮に移設ということになると、そこが今度新しくどこかへ行くこととなりますが、その行く場所です。ここの連携など、どこの部署とかどこの部屋とか具体的なことまでわからないと思いますけど、もし万が一、移設ということになったときには、その行き先のところの部署との連携も十分図っていただけるようお願いをしておきます。以上です。

(事務局)

ありがとうございます。そのように進めてまいります。

(杉山会長)

ありがとうございました。他いかがですか。

それでは、本日の協議事項及び報告事項は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。では進行を事務局の方にお返しさせていただきます。

## 5 その他

(事務局)

ご協議ありがとうございました。それでは、その他として、事務局から今後のスケジュールについて説明させていただきます。

### (1) 今後のスケジュールについて

#### 【資料に基づき事務局より説明】

(事務局)

協議・報告事項とは別に、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。少し時間がございますので、私から話します。

こどもの権利の今のお話を聞いていて、こどもの最善の利益をこう考えるということとか、こどもに自己決定の選択をさせるということで、いろんな情報をこどもにわかりやすく伝えて、こどもに選んでもらうってということだと、さっきのあかつきの先生（宮本委員）の県岐阜商なのか、関商工なのか、なんかそんなふうにグルグルと思いながら話を聞いていましたけれども、こどもの権利の勉強していくにあたって、こどもは生まれながらに権利を持っていて、まず悪いことしたら取り上げられるものでもないし、いいことをしてご褒美で権利がもらえるものでもなくて、もう生まれながらの権利があるというそこを大事にしながら、関市のルールを決めていけるようにと思って、取り組んでいきたいと思っています。長時間にわたりありがとうございました。

## 6 閉 会

(事務局)

これもちまして、令和7年度第2回関市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

以上